

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

東京センチュリー株式会社（証券コード:8439）

【新規】

債券予備格付（期限付劣後債）

A

■格付事由

【発行体概要】

総合リース大手の一社で、オートリースや情報通信機器の取扱いに強みを持つ。主要株主や事業パートナーとの資本、人材、資金調達、営業などでの関係の強さが当社の基盤を支えている。注力するスペシャルティ、国内オート、国際の3事業分野において実施してきた投資・施策の効果もあり事業基盤および収益基盤の強化が進んでいる。19年12月には米国大手航空機リース会社である Aviation Capital Group LLC を完全子会社化したほか、20年2月には日本電信電話と資本業務提携契約を締結した。一段の収益基盤の強化に向け、これらの施策の寄与を早期かつ着実に実現できるかがポイントとなる。足元では、資産価格変動などにかかるリスク量と資本のバランスが従前に比べて悪化している。また、事業環境の不透明感が増している点は注視すべきである。ただし、本件資金調達や資産残高の適切なコントロールなどを通じ、資本とリスク量のバランスは改善していくと JCR はみており、今後の動向をフォローしていく。

【証券の格付事由】

JCR は、本証券の予備格付を長期発行体格付から2ノッチ下とした。

JCR では、劣後債を含むハイブリッド証券の格付において、①繰延条項に基づき利息・配当が繰延べられる可能性が「デフォルト(債務不履行)」に陥る可能性よりも通常高いこと(繰延べの可能性)、②一般債務よりも発行体破綻時の請求権順位が劣後しており、回収可能性が低いこと(劣後性)に着目している。

発行体破綻時における本証券の請求権順位は優先株式と同等で全負債(本証券を含む本証券の同順位劣後債務を除く)に劣後する。また、利払いに関して任意停止条項が定められている。利払いが停止される可能性は、発行体の財務状況などを勘案すると現状低いと JCR ではみている。このような劣後性と繰延条項を勘案し、長期発行体格付とのノッチ差を決定した。

【証券の資本性評価とその事由】

本証券の資本性は「中・50%」に相当すると判断した。

JCR では、ハイブリッド証券の資本性評価にあたり、「元本の償還義務・満期がない点」、「配当の支払い義務がない点」、「破綻時の請求権順位が劣後している点」を勘案している。

満期までの期間は第2回、第3回劣後債ともに60年と極めて長期である一方、各々発行から5年、10年経過後に期限前償還が可能となっているほか、税制変更や格付会社による資本性評価の変更に伴う期限前償還なども可能となっている。利率については、100bp のステップアップが各々発行から25年、30年経過後に設定されている。発行体は、期限前償還時に借替証券の発行などを行うリプレースメントの意図を表明しているが、リプレースメントを見送ることを可能とする例外規定の財務要件等を踏まえると、リプレースメント文言の有効性は十分とは言い難い。一方で、期限前償還にかかる発行体の裁量権が実質的に大きく制約されるのは、利率が100bp ステップアップするタイミングと考えられる。JCR はこの点を元本の永続性の評価に織り込んでいる。

これらの要素から、発行体の信用力が低下する局面において借り替えなしで期限前償還が行われる可能性は低いと JCR は考え、本証券の実質的な償還義務、満期の評価に織り込んだ。この判断には、発行体からの

ヒアリングにより本証券の位置づけを含めた今後の財務運営方針を確認できたこと、発行体がこれまで長期にわたり金融市場において投資家や債権者との良好な関係を維持し、その信認を得てきたことなどが反映されている。

利息については、強制停止条項を備えないことが普通株との類似性を弱めている。しかし、任意停止条項が定められており、ストレス時には利息を停止しうるメカニズムは備えている。これら償還期限や利息停止にかかる仕組みに加え、破綻時における請求権がシニア債務より劣後していることなどを勘案している。

なお、各劣後債については利率のステップアップの構造にかかる評価、すなわち利率が 100bp ステップアップするまでの期間が 20 年未満となった時点で、資本性評価を「低・25%」へ引き下げることを検討する。

(発行体担当) 加藤 厚 ・大石 剛
(ハイブリッド証券担当) 杉浦 輝一・南澤 輝

■ 格付対象

発行体：東京センチュリー株式会社

【新規】

対象	発行額	発行日	償還期日	利率	予備格付
第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	未定	(注1)	(注1)	(注2)	A
第3回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	未定	(注1)	(注1)	(注3)	A

(注1) 第2回、第3回劣後債ともに発行は2020年、償還は2080年。詳細は利率の決定日に決定する予定

(注2) 発行日から25年後に100bpのステップアップを予定

(注3) 発行日から30年後に100bpのステップアップを予定

期限前償還・買入：第2回劣後債 発行後5年経過後の償還
第3回劣後債 発行後10年経過後の償還
税制事由・資本性変更事由による償還
買入

リプレースメント：意図の表明あり

利息任意停止：発行体の裁量で可能

利息強制停止：定めなし

累積・非累積：累積

請求順位：全負債（本証券を含む本証券と同順位の劣後債務を除く）に劣後し優先株式と同等

【参考】

長期発行体格付：AA-

見通し：安定的

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2020年6月23日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：松村 省三
主任格付アナリスト：加藤 厚
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2014年11月7日)、「リース」(2013年7月1日)、「ハイブリッド証券の格付について」(2012年9月10日)、「ハイブリッド証券の資本性評価」(2017年7月27日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) 東京センチュリー株式会社
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
なお、本件劣後債につき、約定により許容される利息の支払停止が生じた場合、当該支払停止は「債務不履行」に当たらないが、JCRでは債務不履行の場合と同じ「D」記号を付与することとしている。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
 - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
 - ・ 格付関係者が提供した格付対象の商品内容に関する書類
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

予備格付：予備格付とは、格付対象の重要な発行条件が確定していない段階で予備的な評価として付与する格付です。発行条件が確定した場合には当該条件を確認し改めて格付を付与しますが、発行条件の内容等によっては、当該格付の水準は予備格付の水準と異なることがあります。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO(Nationally Recognized Statistical Rating Organization)の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/en/>)に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル